

# 建築物エネルギー消費性能確保計画における申請書類

◎提出部数：正本1部及び副本1部

図書の種類		明示すべき事項等	チェック欄
1	計画書	法定様式第一	
2	委任状	《申請者が他者に手続きを委任する場合に添付》	
3	設計内容説明書	建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分。以下この表において同じ。）のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明	
4	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
5	配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置	
6	仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類及び寸法 エネルギー消費性能確保設備の種類	
7	各階平面図	縮尺及び方位 間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ 壁の位置及び種類 開口部の位置及び構造 エネルギー消費性能確保設備の位置	
8	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
9	用途別床面積表	用途別の床面積 ※ 実用途を記載するとともに、住戸部分、共同住宅の共用部分、非住宅部分が分かるように明示してください。	
10	立面図	縮尺 外壁及び開口部の位置 エネルギー消費性能確保設備の位置	
11	断面図又は矩計図	縮尺 建築物の高さ 外壁及び屋根の構造 軒の高さ並びに軒及びひさしの出 小屋裏の構造 各階の天井の高さ及び構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	
12	各部詳細図	縮尺 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法	
13	各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	
図書の種類		明示すべき事項等	チェック欄
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の住戸以外の部分については、次の14から18に掲げる図書を添付してください。			
14	機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種類、仕様及び数
		空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数
		照明設備	照明設備の種類、仕様及び数
		給湯設備	給湯器の種類、仕様及び数 太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、仕様及び数 節湯器具の種類及び数
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、仕様及び数
15	仕様書	昇降機	昇降機の種類、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
16	系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
		給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先
17	各階平面図	空気調和設備	縮尺 空気調和設備の有効範囲 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
		空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺 給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
		照明設備	縮尺 照明設備の位置
		給湯設備	縮尺 給湯設備の位置 配管に講じた保温のための措置 節湯器具の位置
		昇降機	縮尺 位置
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺 位置
		18	制御図
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法		
照明設備	照明設備の制御方法		
給湯設備	給湯設備の制御方法		
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法		
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物に住戸が含まれる場合の当該住戸部分については、14から18に掲げる図書に代えて、次の19に掲げる図書を添付してください。			
19	機器表	空気調和設備	空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
		照明設備	照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
		給湯設備	給湯器の種類、位置、仕様、数及び制御方法 太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法 節湯器具の種類、位置及び数
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法

※【注意】上記の書類以外に認定に必要な書類の提出を求める場合があります。